

議案第 6 5 号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部改正について

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 8 月 3 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例

(亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第1項及び第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(亀山市認定こども園条例の一部改正)

第2条 亀山市認定こども園条例(平成27年亀山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条第1項及び第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第7条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。